

第百五十四回国会

参議院農林水産委員会會議録第十二号

平成十四年六月四日(火曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

五月三十日

辞任

宮本 岳志君

補欠選任

市田 忠義君

五月三十一日

辞任

内藤 正光君

補欠選任

榛葉賀津也君

六月三日

辞任

松山 政司君

補欠選任

小泉 顕雄君

榛葉賀津也君

市田 忠義君

宮本 岳志君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

常田 享詳君

太田 豊秋君

国井 正幸君

田中 直紀君

和田ひろ子君

紙 智子君

委員

岩永 浩美君

加治屋義人君

岸 宏一君

小泉 顕雄君

小斉平敏文君

野間 越君

小川 勝也君

郡司 彰君

羽田雄一郎君

松井 孝治君

国務大臣

農林水産大臣

鶴岡 洋君

渡辺 孝男君

副大臣

農林水産副大臣

宮本 岳志君

岩本 莊太君

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

中村 敦夫君

野間 越君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

田村 憲久君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

岩永 浩美君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

山田 榮司君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

中村 明雄君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

尾崎 新平君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

須賀田菊仁君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

岩元 睦夫君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

飯島 孝君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

須賀田菊仁君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

岩元 睦夫君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

飯島 孝君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

須賀田菊仁君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

岩元 睦夫君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

須賀田菊仁君

農林水産大臣政務官

農林水産大臣政務官

岩元 睦夫君

農林水産大臣政務官

飯島 孝君

○委員長(常田享詳君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月三十一日、内藤正光君が委員を辞任され、その補欠として榛葉賀津也君が選任されました。

また、昨日、松山政司君及び榛葉賀津也君が委員を辞任され、その補欠として小泉顕雄君及び松井孝治君が選任されました。

○委員長(常田享詳君) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。武部農林水産大臣。

○国務大臣(武部勤君) おはようございます。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

最近の食品の偽装表示の多発は、一般消費者の食品表示に対する信頼を急速に失わせる等、社会的に大きな問題となっております。

こうした中で、食品の偽装表示の再発を防止し、一日も早く食品表示に対する一般消費者の信頼を回復することが喫緊の課題となっております。

このため、一般消費者の選択に資する観点から、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない製造業者等について、必要に応じ、その旨を公表することができるとともに、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令の違反者に対する罰則を強化する措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、一般消費者の選択に資する観点から、農林物資について偽装表示が行われた場合の公表について、製造業者等が表示に関する指示に従わなかったときに限って公表することができるよう規定を削除することとしております。

第二に、適正な品質表示を担保するため、表示に関する命令に違反した者に対する罰則を、自然人については一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に、法人については一億円以下の罰金に強化することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(常田享詳君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(常田享詳君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に内閣官房内閣参事官中村明雄君、厚生労働省医薬局食品保健部長尾崎新平君、農林水産省生産局長須賀田菊仁君、農林水産技術会議事務局長岩元睦夫君及び環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長飯島孝君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(常田享詳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(常田享詳君) 農林水産に関する調査の

うち、牛海綿状脳症問題に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言、お願いいたします。

○小斉平敏文君 おはようございます。自民党の小斉平でございます。

諸般の事情によりまして質問時間を短くしろというところでありますので、答弁の方もひとつ明快に簡潔にお願い申し上げたいと思います。

五月の十二日に、BSEと判定できなかったことに責任を感じています、ごめんなさいという内容の走り書きを残されて自殺をされた釧路保健所の女性獣医師に、質問の冒頭に当たりまして、まづ心から哀悼の意を表したいと思えます。国民の強い関心の中で責任を感じられた獣医師さん、本当に痛ましい思いがいたしております。

また、同列に論じることができませんけれども、世間の強い関心の中で、風評被害を恐れて、地域に迷惑は掛けられないと、廃用牛の出荷を控え、苦しみ悩んでおる畜産農家も大変多いんです。

そこで、これまでBSEが発生した地域への対策と、その地元での評価についてはどのように考えておられるのか。こうした対策がしっかりと行かないと、廃用牛の出荷が遅れて、原因、感染の原因や感染ルートが解明を遅らせることになると思います。汚染国になった以上、これは腹を決めて、消費者も生産者も、まだ何頭か発生が確認されることがあり得るということを前提に、冷静に対応できる環境にしていけることが大切だと、このように思っています。

大臣のお考えをお聞かせを願いたいと思えますし、また今朝の新聞によりまして、大臣の地元の北海道「これが報奨制、BSE感染牛 出たら百万円」ということで、出荷した農家に一頭当たり百万円を支給する奨励制度を七月にも導入する方針を決めたこと。これは、感染源を究明するため、感染の疑いのある牛を積極的に出荷してもらうというねらいがあるという報道がなされてお

ますけれども、これについての感想も併せて大臣にお聞かせを賜りたいと思えます。

○国務大臣(武部勤君) BSE発生地域にとりましては、この発生が出たことによって大変な困難な状況に現実問題として置かれるということは大変大きな問題でございますし、今般の北海道の音別町におきましては、委員御指摘のとおり、検査に当たった若い女性の検査員、獣医さんが自ら命を絶ったという誠に悲しい痛ましい出来事が伴ったわけでございます。このことにつきましては心から哀悼の意を表しますとともに、こうした死を決して無駄にしてはならないというふうに考えを新たに今後取組を進めてまいりたいと、このように考えている次第でございます。

今、風評被害というようなお話がございましたが、発生地域の状況について申し上げますと、今般の場合、全般的に見れば、現地の状況は比較的冷静なものとなっております、今と、スーパ等における食肉の販売についても目立った影響は出ていないと、このように承知しております。

具体的には、牛肉の卸売価格につきましては、ゴールデンウィーク明けの在庫手当てが終わりまして、最近では低需要期、五月中ごろから六月というのはいくつかの例年傾向があるわけでありまして、そういうこともありまして弱含みで推移しておりますが、四頭目発生の影響は特段出ていないと、このように聞いています。このように、当該地域の農業は、私もかつての選挙区でありましてよく承知しているところでありますが、酪農中心の畜産地帯でございますので、農協等を中心として冷静な対応をされておられ、今のところ畜産物に対する影響は特に出ておられないというふうに聞いております。

先般も町長さんや組合長さんたちがおいでになりました、最近の事情を伺ったわけでございますが、この四頭目発生したときに対する対応についても、マスコミに対する対応は農協が一元的に対応したということが正確な情報を的確に伝えるということになったというふうな組合長さんは話

ておりました。

例えば、北海道における初妊牛の平均取引価格は今四十五万から四十六万円でございます。ぬれ子価格も五万円前後で推移しております。先般聞いたものではもう七万円という数字も一部出ています。このように、前年とほぼ同じ水準、所によって対前年よりも高い水準で取引されていると、こういうふう聞いております。また、地元の屠畜場によりまして、いわゆる廃用牛につきましては、日々の変動は多少ございますが、順調に出荷されているということでございまして、地元におけるBSE四頭目発生の影響は廃用牛についても出ていないということでございまして、この廃用牛の価格も今二万から三万円と上昇しているというところでございます。

いずれにいたしましても、地元農協等関係機関との連絡を密にしながら状況把握に努めることが大事だと、こう思っております。万が一地域の畜産物に対して影響が生ずるような場合には、その実情を勘案して機動的に地域対策はきちっと手を打ってまいりたいと、このように思っております。

委員御案内のとおり、経営者、生産者に対しましては互助制度がございまして、私は一月以内に元の形に復元できるといふ仕組みにするように指示してまいりましたが、やはり一番大事なのは生産者の方々がどういふふうに対応するかということだと思っております。

経産牛をすぐ導入することは地域協議会を通じてすぐできる体制になっているわけでありまして、やはり生産者の方はこの機会に抜本的に前向きな経営に切り替えていきたい、すなわち初妊牛を入れたい、しかし初妊牛を一遍に入れたとしてもなかなか大変なんで、何回かに分けて導入するというようなお考えも持っているようでございます。また、農協の組合長さんの話では、先日聞きましたら、早く経営再開がいいじゃないか、だから経産牛を一部入れてすぐ搾れるようにした方がいいんじゃないのかというふうな指導もしているよ

うでございますが、御本人、多少の迷いはあるようでありまして、私どももいたしましては、当事者、酪農家の方々がどういふ形で経営再建に向かっていくかということが非常に大事だと、このように思っております。したがって、御本人の意向を尊重して進めていくということが一番大事じゃないかと思っております。

私は、今、この北海道の報奨制について、新聞を今初めて見たのでございまして、これまで北海道は国がやる互助制度のほかに上積みをするという仕組みがあるわけございまして、BSEの患者が出た際に、これは牛乳・乳製品は大丈夫なんだから、だからこの疑似患者をそのまま廃用になるまで搾らせてくれという意見が生産者の間にあることは承知しておりますけれども、しかし、やはりサーベイランスを徹底して一日も早く清浄国に向かつてみんなで協力し合っていくということが非常に大事じゃないかと、このように思っています。それを促すためにも、互助制度の問題でありますとか、廃用牛についても今私ども事務当局に指示をしておりますけれども、こういったことについて検討を進めていきたいと、このように考えております。

北海道は地元でありますので、いろいろな新たな考え方を取り組んでいってほしいと思っておりますが、道とも連携をしっかりとやっていきたいと、このように考えております。

○小斉平敏文君 今の北海道の報奨制の問題ですけれども、これは記事によると、道幹部は、感染牛を飼育していたことは悪というイメージを払拭したいということでこういう制度を導入することに決めたということでありまして。当然、やっぱり農林省としてもそこを勘案しながら施策を推し進めていただきたいと、このように思っています。

次に、五月の十三日に北海道で国内四頭目のBSE感染牛が確認されたところでありますが、この四頭目の感染牛も過去の三頭と同じ工場で作られた代用乳を与えられていたということが判明

し、その原料にBSE発生国のオランダ産の動物性油脂が使われていたということが判明をいたしております。

このことで代用乳を感染源ということで断定することはできないと思いますけれども、今のところ、四頭の共通項、これは年齢が近いということが一つあります。これ以外に、いわゆるこの代用乳を与えられていたということも共通項にあるわけなんです。ということは、やっぱりこれは感染源としての可能性、これを否定することはできないんです。

今年一月末に、私どもの自民党の、結局、BSEの欧州調査団、これが調査に行きました。その報告によりますと、肉骨粉を牛の飼料に使う習慣が余りないドイツでは代用乳が原因ではないかと考えられておるといふ報告がなされております。農水省は、BSEの感染源あるいは感染ルートの解明のため、このオランダ産の動物性油脂あるいは代用乳についてどのような調査を行ったのか、生産局長、簡単にお聞かせください。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生おっしゃいますように、今回四頭目で、この四頭に共通された飼料が代用乳ということでごさいます、しかも生年月日が非常に近いということで、感染源の調査の上で重要な情報と思っております。

九六年の三四月生まれの乳用牛について、家畜の所有者の方のブライバシーへの配慮ということも十分必要なわけでごさいますけれども、その三四月生まれの乳用牛のサーベイランスというものを含めて検討していきたいというふうにごさいます。今おっしゃいました代用乳、原料がオランダ産の動物性油脂ということで、昨年十二月に専門家を派遣して、その原料は牛の脂身であるということ、そしてそれが純度の高いものであるという返事はいただいております。その前にイタリア政府からは、そのことについて結論を出さなきやならないということだったんだろうと思

再度六月の上中旬、八日には専門家をオランダに派遣をいたしまして、動物性たんばくの混入の可能性というものについて徹底的に調査をしていきたいというふうにごさいます。

○小斉平敏文君 とにかく、そういうことが一つの共通の項目ではなからうかと、このように思われたら即派遣をするぐらいのやっぱり心構えじゃないと駄目ですよ。今からやりますなどということでは非常に私は不満ですよ、そういうことでは。

次に、原因究明、感染ルートの解明への姿勢についてお尋ねをいたします。

先ほど申し上げました自民党の欧州調査団、これは現地調査中に、農水省あるいは厚生労働省、これが現地で調査を行っていないというところが分かってまして、そのことを党の部会で厳しく指摘をされました。そこで初めて農水省は現地調査に職員を派遣したんです。また、イタリアの肉骨粉に関する調査のときでもそうなんですが、一週間程度現地に職員を派遣すること以外、在日大使館などを通じて相手国政府に照会をして、大丈夫だと言っておるから大丈夫だというふうな調査結果になっておるんです。

このようなことで、いわゆる原因究明あるいは感染ルートの解明ができるのかと私は疑問に思っています。国民は、いわゆる非常事態への対処の基本姿勢といいますか、本気で解明しようとする熱意、国民の食の安全を守ろうという農水省の誇りや使命感、これが感じられないと私は思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 自民党が行ってから行つたわけじゃありませんで、最初は九月に職員を派遣しておりますし、私も農林水産省としては、感染源の究明、感染ルートの究明に對しましては最もエネルギーを割いていると言つて過言でありません。お言葉であります、そういう決意で臨んでいるということをご理解いただきたいと思います。

第一次、第二次中間報告を発表いたしました。第二次中間報告では、感染源としての可能性を代用乳について排除できない、代用乳等について排除できない事項や、更に確認を必要とする事項を明らかにしているわけでごさいます。イタリアの肉骨粉については、本年四月に再度担当官を派遣いたしました。豚以外の動物由来の肉骨粉や危険部位が含まれていた可能性が完全に否定できないということ、また九六年十一月に輸出された肉骨粉には輸入原料が使われた可能性があること等が判明したわけでごさいます。今、イタリア政府にこのことについて確認を求めているところでごさいます。

それから、代用乳につきましては、六月八日に再度専門家をオランダに派遣いたします。委員はすぐ派遣せよと、こういうことでごさいます。代用乳の、これはやっぱりトレースしていかなくやなりません。四頭目、三頭目、二頭目、一頭目が共通しているといつても、どこの工場での程度の、いつの時期にどの程度のロットというふうなことも、その調査をきちっと確認して、こっちからも、ただ出掛けていって大丈夫か大丈夫かと言っただけじゃありませんで、私も国内で調べてきたもののデータはこういうことなんですというものを、かなりのものをきちっとトレースして、追跡して、その上、そのデータをもち込んでやはりオランダの調査というものをしなきゃならぬと、こう思っております。動物性たんばく質の混入の可能性等について、六月八日に再度派遣をしたと、このように思っているわけでごさいます。

なお、委員のお話にはございせんでしたが、全農による代用乳の広告については担当局長から強く抗議をしまして、訂正を求めたところでごさいます。全農は六月一日付けで謝罪と訂正の広告文を掲載したところでごさいます。これは本当に言語道断という、そういう感じで私も強く抗議をし、厳正に対処を求めたところでごさいます。今後とも、感染源、感染経路の調査につきましては、迷宮入りにはさせないという、何度

もここで申し上げておりますが、そういう覚悟で全力を挙げてまいりますので、また更なる御指導、御鞭撻をお願いしたいと思います。

○小斉平敏文君 今回、衆議院から提出される予定のBSE対策特別措置法、これの目的の一番最初に、BSE発生の予防ということがうたわれている。発生の予防は、いわゆる今の原因あるいは感染ルートの解明なしにはこれは不可能だと私は思うんです。

先日、ちょうどテレビを見ておりましたら、NHKスペシャルで、イギリスに次ぐBSE汚染国であるアイルランド産の肉骨粉、これがイタリアに輸出をされて、加圧処理されないままイタリアの肉骨粉として日本に輸出されていた実態が明らかになったと、このようにテレビでやっておりません。このようなことはこの報告書に書かれていないんです。今年の四月の十日のプレスリリースで初めて、イタリア産以外の輸入肉骨粉を原材料に使用した可能性があると述べられただけなんです。これからいくと、いかに調査がずさんだ、ずさんな調査だと言われても、これはしょうがないんです。

また、今、大臣が言われましたJAGグループ、くみあい配合飼料及び代用乳は安全ですという広告、これにはただいま大臣がお話しになられたように厳しく抗議をされた、これは高く評価をいたしますけれども、こうしたことが起こること自体、農水省の姿勢に問題があるのではないかと。簡単に言えば農水省はなめられておるんじゃないかと私は思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 加圧調査がなされていなくと向こうは言つていた。だけれども、二回目の調査で、どうも加圧処理がなされていないということで、向こうの政府に何度も問い合わせをしまして、それで遠藤副大臣が参りまして、率直なところ、遠藤副大臣が来るということで、その前にイタリア政府からは、そのことについて結論を出さなきやならないということだったんだろうと思

ます。

これは、確かに私も、委員御指摘のように、念には念を入れたやり方をしなきゃならないということ、向こうが言われたことについてそのまま真に受けているというようなやり方というのは多々あったと、こう思っています、それだけに、危機管理意識の希薄さというのについて私どもも深い反省の上に立ってその後の調査をしているわけでございます、なかなか実際、やり取りしている方は、イタリア側はイタリア側のいろんな言い分がありますし、私どもは私どもとして厳正にやらなきゃいけませんし、かなり激しくやり取りをしているわけでございます。

少し、今まだ確認がなされておりましたが、時間の経過がたつていくことについても私ども、事務当局に再三きちつとやるようにということ指導している所存でございますが、そういう御指摘を踏まえてこれからもしっかり対処してまいりたいと、このように考えております。

○小齊平敏文君 大臣、最後のいわゆるJ Aの問題ですけれども、私は、雪印の問題が起きたときも全農チキンフーズのときも、私は残念ですよ。だって、雪印は大臣が一番御承知のように北海道の酪農家が一番最初出資して作られたんでしょ。全農は何ですか、それなら、農家農民のための全農じゃなくて、それが、農家や農民が非常に苦しんでおるときに、それをこけにするようなこういう事件を起こすこと自体、農水省はもうちょっと厳しい対応をやつてもらわなきゃ困る。やつぱり日本の企業にはいわれる社会的責任、モラルがないんですよ。金もうけをすることだけを追求しておる。ここにこういう問題の一番大きな原因があるんです。ですから、もうちょっと毅然とした大臣、対応をお願いを申し上げたいと思います。

次に、昨年暮れに中国の新聞中国青年報、これに、中国内で流通する野菜の五割近くから基準を上回る残留農薬が検出をされて、毒野菜による中毒は年間十万人以上上がるという記事が掲載を

された。この時点で厚生労働省は生鮮野菜については検査を行われました。しかしながら、冷凍野菜や加工食品については検査をされていないんですね。ところが、民間の検査で、民間の調査で、冷凍野菜や加工食品から我が国の基準を上回る残留農薬が検出されたと報じられて初めて厚生労働省は重い腰を上げて調査を行ったんです。

先般私が質問いたしましたウナギの水銀汚染に関する問題でも同じなんです。このことに関しても結局、厚生労働省は、検査の基準、これがなかったから検査しなかったんだというようなことを、信じられないですよ、そんなこと。言われること自体が私は全くおかしい、このように思うんです。生鮮野菜などの輸入を全く想定をしていなかったんですね、今までは。まさか外国からこんな生鮮野菜が入ってくるという、想定していなかった時代に作られた検査基準、これをそのまま放置をし、そして時代の変化に合わせて検査基準を変えてこなかった。これも私は怠慢だと、このように思うんです。

しかも、このような報道がなされたら、その時点で、基準があろうがなろうが、生鮮野菜であろうが加工品であろうがウナギであろうが国民の食の安全に関するもの、これらは直ちにすべてを調査しようとする姿勢があつてしかるべきと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(尾崎新平君) 小齊平先生御指摘のとおり、残留農薬にいたしましても、あるいは野菜の加工品につきましても、そういった状況が出た段階で私ども対応は現在しているわけでございますが、確かに加工品については基準というのは今は小麦粉以外は決まっておりますんで、今回、野菜につきましても、加工品については今実際にはやつておりますが、それは生鮮野菜と同様の状態であらうということで、そう変わらない状態であるという、下ゆでされたような処理をされたものについて、生鮮野菜と同様の基準を適用しているというふうなことでございます。おっしゃいますとおり、加工品については、検

査方法とかあるいは加工する処理の段階での減衰と申し上げますか、そういった基準を作るといいます、私ども、御指摘ございましたように、そういったことにつきましても、現在、専門家の方に検査方法あるいは基準についてどう考えればいいのかという御相談をしております。

御指摘のようなことがないように、今後私も、検査の基準なり見直し、あるいは内容について決められておらないものについてどうしていくかというところについては検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小齊平敏文君 結局、厚生労働省がいわゆる生鮮野菜、これについて調査をされたんですね。そうしたら、余り出てこなかったんですよ。農薬を含んでおる野菜というのが余り検出されなかったと。それはなぜかという、中国も日本に基準があるから生鮮野菜についてはその基準を上回らないようにちゃんと出しておるんですよ。ところが、加工物や冷凍食品には基準がないからでたらめなことをやっておるんですよ。だから、そこら辺りをびしゃつと考えないと、国民はたまつたものじゃないですよ、はつきり言つて。

だから、そこら辺りをもうちょっと真剣に詰めていただきたい、このように思いますし、またさらに、肉まんの違法添加物、更には成長ホルモンなどの問題も指摘をされておりますし、多種多様な食料品が大量に輸入される時代、国民の食の安全ということを守るという使命感が私は余り感じられないんですよ。今日もまた食品添加物で問題が出てきましたね。あんなのはもう何年も前からやつておるわけですよ。だから、ああいうのが次から次に出てくると、国民はどこを、だれを信用したらいいんですか。

もう一回、今後の対応についてお聞かせを賜りたいと思います。
○政府参考人(尾崎新平君) 御指摘のように、食

てきているわけでございます、御指摘のように、後手後手じゃないかという御指摘は、確かにそういった点もございます。

ただ、なかなか事前に添加物についてチェックをするというのは難しい点もございますが、今回、添加物については、私ども昨日付けで、都道府県の方に全国の添加物の製造所の方に立入りをやつていただきました、指定をされておらない添加物についての製造がないことを確認するようにということをお知らせしたところでございます。また、いろんな問題はございますが、私ども、できるだけ国民の健康を守るという観点から、水際の対策あるいは国内での監視ということにつきまして従来以上に今後強化をしていきたいというふうに考えております。

また、私ども、全体の食品衛生法の改正というのを視野に置いております。そういった中で、輸入食品対策あるいは国内の食品の安全確保の対策というのについて十分見直しを行つていきたいというふうに考えているところでございます。

○小齊平敏文君 現在、食品の安全に関する行政機構の改革に向けて検討が進められておりますし、またその方向も大分見えてきた、このように思うんです。

私も、以前もこの委員会でも申し上げましたとおり、改革が遅過ぎると思つておるんです。またそれ以上に、先ほど来指摘をしておるような実態、これが責任があるいわゆる行政の体質としてあるのであれば、どのような機構や制度、そういうものを改革しても私は何も変わらぬのじゃないかなと、このように思うんです。まずは役所、役人、この意識改革、これが必要だと私は思います。答弁を聞いておりましたも、武部大臣、非常に使命感に燃えていらっしゃる。本当に私は、真正面からありとあらゆる問題を真剣に答弁される、真剣に考えられる、私は高く武部大臣は評価をいたしております。大政治家だと思つております。名に残る農林水産大臣と思つております。ところが、大臣が幾ら笛を吹いても役人が踊

らないんですよ。そのように国民は見えておるんです。やっぱりそこに私は問題があると思うんです。

小泉内閣は一内閣一大臣と、このように言われております。私は、このような改革、これにはやっぱり五年ぐらい必要、掛かるんじゃないかなと、このように思っています。やっぱり大臣も、小泉内閣続く限り、改造があってもそのまま残って改革に取り組んでいただくぐらいのやっぱり決意が必要だと思っておりますが、改革に対しての大臣の決意をお聞かせを賜りたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 食の安全、安心の確保ということについて国民の皆さん方の間に本当に大きな関心をおこすBSE問題であつたと、このように思います。

ピンチはチャンスなりという言葉がございます。今、委員御指摘のとおり、私自身よく知り得ないということもたくさんありましたが、対応についても反省しなきゃならぬことも多々ありました。しかし、何でもかきこわすことが起こったのかということも結論的に申し上げますと、やはり行政に構造的な問題があつたというふうに私は直観的に思っています。これはもう客観的に科学的な知見を得て徹底した検証が必要だということで、調査検討委員会を厚生労働大臣とともに私的諮問機関として設置したわけです。そこで、一九九六年の肉骨粉に対する対応について、行政指導にしたというところは農林水産省の「重大な失政といわざるを得ない」という御指摘がございまして、私もこれはこれを厳しくも、しかし率直に受け入れて改革に着手していこうというふうに決意しました。

それは、一言で言うと、農林水産省、改革できなければ解体だと、改革か解体かの真価が問われている、そういう今重大な局面に立たされている、こう認識いたしております。そのためにはまずは消費者に軸足を移した農林水産省行政に変えるんだということを明言し、このことは生産者のためでもあるんだということを生産者にも訴え

ているわけでございます。それに向けた組織の見直しもしなければなりません。

しかし、それ以前に、委員御指摘のとおり、職員意識改革ということが不可欠でございます。まあこんなことを言う人もいるかもしれませんが、今、外食産業等に派遣して、消費者マインドというものの勉強あるいは接客マインドというものの勉強もさせているわけでございます。私は非常にうれしかったのは、みんな命令されて行っているわけじゃありません、全部に自ら手を挙げて、自分がこの研修に参加したいという、そういう方々が今行っているわけです。今は外食産業であります。第二弾はまた本当のお店ですね、量販店であるとか小売店、そういったところにも派遣して研修させる考えでありますし、これに引き続いて来年度どうするかということも考えようと思っております。

就任以来、農林水産省の改革ビジョン・フォーラムということも五回継続してやってまいりました。それから、「食」と「農」を語り合う会と。消費者と話し合ったことはほとんどなかったんですけれども、こういう農林水産省版のタウンミーティングもやっていきますし、それから消費者との定例懇談会。消費者の方々へ驚かされたけれども、まあ少しは変わりつつあるかなというのを、私たちといまだかつてこんなことはやったことないのに、一回きりじゃなくて、大臣は定例で、これはもう定期的に回を重ねてやるんだというように考えてこれを設けてくれたということは、お題目だけではないというふうに受け取りますと、こう言っていたいただきましたので、そういったことを踏まえて、国民の皆様への信頼と安心回復に向けてまず自身が先頭に立つて農林水産省の意識改革に努めてまいりたいと、かように存じますので、また今後とも御鞭撻をお願いしたいと思います。

○委員長(常田孝詳君) 時間が来ておりますので、まとめてください。

○小寺平敏文君 大変心強い大臣の決意をお聞かせを賜りまして、どうか頑張ってください。

以上で終わります。

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司でございます。今日は実質的にBSE新法に関する質疑ということでございますので、これまで大臣の方にも何度かお尋ねをいたしました。議員提案という形でまとめたということでございます。野党四党としてもこの中身については担ってきたという自負もあるものですから、これまでの確認したいことを含めて幾つかの質問をさせていただきます。まず、皆様のお手元に資料をちょっと配らせていただいておりますけれども、ここには、ここ一、二年発生をいたしました日本、ドイツ、イタリアのBSEの発生状況の表がございます。発生してから日本の場合にはまだ九か月目でございますけれども、取りあえず十か月目までにどのぐらいの頭数が発生をした、確認をされたかということの表でございまして、日本は御存じのように四頭、ドイツが十か月目までで九十三頭、イタリアが二十九頭という数字でございまして、総頭数が全然違っております。分母となるものがどのようにとらえるかということで非常に違いがありますから、この表だけで一概にどうこうということの評価は難しいのかもしれませんが、大臣、この表をあらんくなって、まず率直にどのような御感想でしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 今、委員御指摘のとおり、分母が違うということもあるんだらうと、こう思いますが、私どもの場合に全頭検査ということをやっているわけでございます。ドイツとかイタリアとかEU、ヨーロッパは全頭ではないんだらうと、このように承知しております。たしか二十四か月齢以上と。

低いであろう若い牛も全頭、もう〇・〇五%も見逃さないということをやっているわけでありまして、同時に、清浄国に早くするために早く具体的なデータの蓄積が必要だというようなことでやっているわけでありまして、確率からいいますと、向こうは感染率の高い頭数を対象にしてやっているんだらうと思うんですね、この二十四か月齢以上であれば。

そういうようなこともありましようし、じゃ、私どもの方ですという問題があるかといえば、言わば死亡牛についてまだ全頭検査体制というものは準備できておりません。かなりサーベイランスは拡大いたしましたけれども、そういうことからいいますと、一概に日本の数字が発生数、頭数が少ないということはおかしいという、そういう印象ではございませんが、学者の話によれば、日本の場合には七頭から十頭と言ふ人もおりますし、二十頭と言ふ人もおりますし、このサーベイランスの徹底というものを努めなければいけないなと。死亡牛の検査等についても早く準備を整えて、やれるところからやっていくということが大事だと、このように思っております。

特に、ヨーロッパで蔓延したということは、やはり我が国の甘さにもありましたように、国境が接しているにもかかわらず、肉骨粉等の輸入でありますとか、そういったことについて甘かったという指摘も我々受けまして、やはり予防原則といいますが、念には念を入れます。万が一ということに備えた体制にしようということで、すべての肉骨粉の輸入の停止、製造・出荷の停止、そういったことも等もやってきたわけでありまして、これも、これは我々の判断の間違ひではなかったと。当初、あのときのことを振り返ってみますと、かなりいろいろな方がいろんな意見を申された。しかし、これはもうとにかくすべて徹底してやる必要があるということで判断して、今日あるということにはよかったなという感じはしているわけでございます。

○郡司彰君 大臣のお話の中で、いろいろ方面の

さらに、今後、死亡牛の検査ということが課税
 になっていくわけでございます、これをまた強
 化していくわけでございますけれども、やはりそ

し、血粉も骨粉もまたフェザーミールもあるんだと思いますが、それぞれ買上げの価格はいかほどになっているのか、お知らせをいただきたい。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 十三年度で、肉骨粉がキログラム当たり四十円、肉粉が六十七円、血粉が七十円で十三年度は実施をいたしました。十四年度からは、肉骨粉が一円下げまして三十九円、肉粉が六十四円、血粉は七十円ということでございます。

○郡司彰君 それぞれ今、予算の執行でございましてから会計検査院等も入っているかと思えますけれども、その中で、私どもの方に届いている資料の中で、この事業の中で全体として例えば輸送の経費でありますとか、そういうものを含んで高含みのところで決められているんじゃないかという指摘があります。

(理事田中直紀君退席、委員長着席)

また、それ以外に、例えば血粉についてでありますけれども、助成単価七十円であるのに対して、この調べたところでは販売単価が三十三円八十銭、約五〇％に満たない金額になっていたというように指摘もあつたようであります。

いずれにしても、後日改めて検討をしようというなことになるわけですが、このような情報、それから実態的に今言われましたような数字というものはどういふふうにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) この事業を仕組むに当たりまして、例えば肉骨粉の製造に対する助成単価をどのようにして決めたかということでございます。

これは私ども、私どもの方に政策科学研究所という財団法人がございまして、そこで動物性油脂製造業体質強化推進事業というのをやっております、ここにおけます、ここがその標準的な製造経費というのを試算しております。これが、原料費から人件費から光熱水料費、メンテナンスその他を積算をしているわけでございますけれども、これが昨年の場合、十三年度の場合は四十・

二円だったということ。今年度は原料費がやや減りまして三十八・八円ということでございます。それからあと、BSE発生前の聞き取りによります販売単価、こういうのが四十円から四十五円ということでございますので、標準的な製造経費、コストということで四十円という額を決定したというふう聞いております。

○郡司彰君 ちょっと先ほども言いましたように、発生以前、BSEの発生以前は肉骨粉買取り価格に諸経費が含まれるというのが業界の通例だったというふうに聞いておりますけれども、今回は倉庫代、輸送経費、これは別途になっておりますね。

それから、この肉骨粉との関係で、フェザーミールが入っているということになりますけれども、このフェザーミールが入っているというのはどういうことなんでしょう。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 昨年、先生も御存じのように、いったんすべての肉骨粉を製造を一時的に中止をさせていただいたわけでございまして、その中でそのフェザーミールも一回中止をされておりましたので対象になつていたわけでございましてけれども、今般解除になりましたので、今の事業では対象にしない状況でございます。

○郡司彰君 諸経費は。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 去年の経費でございますか。

○郡司彰君 諸経費が盛り込まれているはずなんですが、ここが別個に払っているのは。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 輸送費は払っておりますけれども、その本体については。

○郡司彰君 はい、分かりました。

時間が余りありませんのでこれぐらいにさせていただきますけれども、この資料を見ると、これ会計検査院の内部の、これからどう進めるかというような文章だそうでありますけれども、特にこの骨粉については、指摘がありますように、七十円であるのに対して三十三円八十銭、五〇％に満たない金額になつていたというように指摘があり

ますから、この辺についてはちょっと後ほどまたお調べになつていただいで、次の機会にでもお知らせさせていただきたいというふうに思います。

それから、全体、大臣の方にちょっとお尋ねをしたいと思いますが、ここまでいろんな対策を講じてまいりました。これから新法ができる。しかしながら、事態の推移としてはそう変わらないというところもあるかもしれませんが、国民の間にはやつと新法ができたのかというように思っている方が相当いらっしゃると思います。そういう観点からも、これまでのところをいったん振り返つて、これまでやってきた対策が十分だったのかどうなのか、引き続き行うものかどうかがあるんだらうか、これから新法によつて新しい対策を行うとするとすればどういふ一つの区切りではないかと思ふんですが、全体、ここまでの諸対策についての総括的な評価を行うというふうなことが必要ではないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) BSEの発生以降、BSEの清浄化に向けた全頭検査及び感染経路の遮断を行つてまいりました。また、国民生活や関係事業者への影響の緩和のための各般にわたるBSE対策を講じてきたところでございます。

最近の食肉の消費動向、関係事業者の経営の状況などを踏まえ、十四年度においても必要なBSE対策を講ずる必要があるということ、具体的には、BSEマル緊事業の継続や肉用子牛生産者補給金、それから子牛生産拡大奨励金、通常マル緊事業に月別支払の仕組みの導入、BSEの影響の長期化に対応した新たな運転資金の創設、牛肉の一層の消費拡大対策、肉骨粉の焼却対策等を講じているところでございます。

なお、これらの実施に当たりましては、引き続き、消費者の視点に立つた正確な情報提供等による牛肉の一層の消費拡大、セメント工場における焼却等による肉骨粉の焼却の推進、老経産牛の流通の円滑化について更に努力が必要と考えておりまして、関連対策の実施について着実にその推進

に努めてまいらなければならぬと、このように思っております。

死亡牛検査については、できる限り早急に二十四か月齢以上の牛全頭の検査を開始できるように、化製業者を含め関係団体等にも参加していただきまして検討を進めているところでございますが、都道府県における検査体制の構築に向けた取組を推進してまいりたいと、かように考えております。

今般、BSE法案が与野党の皆さん方の大変な御努力によりまして成立へ向けて、衆議院においてはもう既に可決しているわけでございまして、この参議院においても御議論いただくという予定でございますが、これまで立法府における真摯な御努力に敬意を表したいと、このように思います。

同時に、今、委員が正にこの時点で総括をする必要があるのではないかとというふうなお話がありました。ただいまも肉骨粉の取扱等についての議論がございましたけれども、私どもは、やはり国民主権ということを中心に、納税者の立場とすることをやっぱり真剣に考えながら、そして基本はやっぱり食の安全、消費者の視点に立つて、生産者及び流通、外食産業等の方々の御意見をしっかりと受け止めながら、このBSE対策についてやはり総点検していくという必要があると思ひます。今まではどちらかというと予防原則ということも踏まえて科学的に見てどうなのかということも念には念を入れていっているなこともやっております。このことについては私は誤りなかつたと、このように考えておりますが、BSE新法を踏まえまして、食の安全確保、消費者の方々の不安の解消に努めると同時に、この事業についてやはり一つ一つ、これまでのとおりでいいんだというのではなくて、どこをどのように改めていくべきなのか、考えをいつの時点で新たな方向付けをしていくかということについても慎重かつ幅広い意見を求めてやっていく必要があると、こういうふうと考えております。

○郡司彰君 それでは、今、新しい新法の対策等も大臣の方から話されました。大きくくる部分と細かに手当てをする部分ということになってくるかと思ひます。

例えば、小さなことかもしれませんが、このいろんな対策の中で、家畜商という方々がいらつしやいます。この方々に対しては余り補償するよな中身の制度がないではないかというような指摘がありますけれども、こういうところについても今後は一つ一つ細かく手当てをしていただきたいと思ひますので、具体的に一つちよつと出してしまつたものですから、局長、もし何かありましたら。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 私ども、家畜商の方々には廃用牛対策をお願いをしております、農協と並びまして家畜商の方々も買上げ主体ということをお願いをしております。

あと、やっぱり家畜市場が一時期活性化しなかつたというようなことがありまして、活性化の対策というものが価格のときに少し考へていこうというようなことをしております、今後、御意向とか御意見を踏まえながら、できるものであれば対応していきたいというふうに考へておる次第でございます。

○郡司彰君 大臣にお尋ねをしたいと思ひますが、省名を交えるというような話も出ておるようございまして、大臣の方の意識の中では、何と申すか、ピンチをチャンスという先ほど言葉がございましたが、私は素直に大臣の言葉としては受け取れるわけでありまして、ところが、大臣のその意のとおりになつていけばいいんでありますけれども、なかなかそうかなというようなどころも漏れ伝わってくるわけですね。

例えば、農水省はこれからもう大躍進の時代なんだというような話をされておる方もいるようでありまして、食の安全も肥え太るし、それから有明の問題も結果としては農水のこれからまた出番が多くなるぞとか、森林も含めてこれから、農水省これから日の当たる役所でもうどんどん来いだ

というような感じを伝えるような方がいるようにも聞いております。

そうしますと、今回の問題の本質も含めて、やっぱり農水省としてちよつと違うんじゃないかなと。何かいろんなことがあつて焼け太つたような感じになるようなことが、結果として機構や予算の関係ではあるにしても、意識の上でそんなことと思つたら大変だろうと思ふんですね。大臣のお考えはもう重々分かつておられますが、全体の省内にやはりその辺を徹底をしていかなければと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 私ども、「食」と「農」の再生プランを発表させていただきまして、その考え方は、消費者に軸足を置いた農林水産省の改革をしますと、こういうことを宣言したわけございまして、名前を変えたりするだけではだめであります、本当に消費者に軸足を置いた食の安全ということを一歩大きな目標として掲げて、それに対する体制づくりはしていかなくちやいけないと思ひます。ですから、そういう考へ方に基づいた組織の見直しというのは当然必要になつてくると思ひます。人事、予算の面での資源の再配分ということも伴うと思ひます。決して焼け太りのような、こんなことじゃありませんで、むしろスクラップ・アンド・ビルドということでも、もう必要のなくなつたものはきちつとそり落としていくというような考へ方が必要だと、このように思つております。

それから、食の安全ということについて言へば、今、関係閣僚会議で包括的な法の整備、それから組織の見直しについて大詰めの議論をしていくわけございまして、リスク分析に基づいてリスク評価というものはそういった独立機関でやるということと同時に、リスク管理については各省がきちつとやるということでありまして、農林水産省としてもそれに対応した組織や業務の見直しを当然していかなければなりません。同時に、私は、生産振興ということだけではなくて、バイオマスの問題でありますとか地球温暖化防止の問題

でありますとか、やはりこれから、この間の議論でも申し上げましたが、生物資源の持続的な活用というようなことがこれからの農林水産業の新たな使命だろうと、こう思つております。

決して私ども、あれもこれも仕事が増えるという、そういうことではなしに、やらなきゃならぬことは今までだつてあつたはずなんです。だけれども、改めてそういったものにチャレンジしていくということ、委員お話しのようなことも世間で言われているのかもしれないが、私どもとしては、先ほども申し上げましたように、これはもうあらゆることに呼び掛けていかなきゃなりません。民でできるものは民でという、それから地方でできるものは地方で、こういう小泉内閣の一つの大方針があります。そのためには、農林水産省自体が改革が解体が問われていると、こう思つておられます、そういう決意で努力したいと思ひます。

○郡司彰君 次に、肉骨粉が飼料用としてはこれからは使えないということになるわけでありまして、飼料用として肉骨粉に代わるたんばくの供給源、どのような対策を取つていらっしゃるのか、あるいは実態はどうなつておりますでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 従来、先生も御承知のとおり、肉骨粉、たんばく質原料といたしまして配合飼料の原料に使用されていたものでございまして、十二年度の利用実績によりまして、鶏用の飼料に約三十三万五千トン、豚用の飼料に約八万三千トンの合計約四十二万トンが利用されていたということでございます。

これに代替する場合には、肉骨粉と同程度のたんばく質、五〇％程度のたんばく質を含みますフィッシュミール又は大豆ミールが約四十五万トン必要というございまして、価格的には大豆ミールが同程度というございまして、代替するのではないかと。

○郡司彰君 飼料用としては代替のたんばく源として大豆がすて間に合うと、価格的にもそれほど

遜色がないことなんだと思ひます。

一方、肥料用でありますけれども、どのぐらいの年間の消費があつて、代わるものとしてのようなものがありますでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 肥料用の肉骨粉でございます。平成十二年度のこれも肥料用の肉骨粉等の供給量でございますが、二十二万トンございまして、このうち、いわゆる蒸製骨粉が十八万トン、肉骨粉類が四万トンということでございまして。

この肥料用の肉骨粉等の大部分を占めます蒸製骨粉類につきましては、本年の一月十一日付けで、牛の特定危険部位が混入されていないだとか、OIEの定める不活化条件以上で蒸製されること等の一定の製造条件に適合しているものについて、国内での製造・出荷の一時停止を解除したということでございます。この蒸製骨粉類のうちの二割に当たるものが国内で製造されておまして、約三万トンでございますけれども、その供給は可能なわけでございますけれども、八割に当たる輸入の蒸製骨粉は現在も一時停止ということでございます。

これ、率直に言ひまして、肉骨粉を原料とした肥料でございます。磷酸質を多く含むということございまして、有機質の磷酸質肥料として、有機質の磷酸質肥料で、他の肥料には代え難いものがあるということをおつております。肥料成分からだけ見ますと溶成燐肥、化学肥料ではございませけれども……

○委員長(常田享祥君) 時間ですので、簡潔にお願いします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 溶成燐肥などの無機燐酸肥料というのが考えられるというふうな承知をしております。

○郡司彰君 結論から言つと、二割ぐらいはあるけれども、ほかは有機質で燐を多量に取れるようなものは今のところないということですね。結局、じゃ、その部分をどうするかということ、まだ対策もできていないということでありまして

し、施設を造つてやるということになつても、その後の需要の動向その他から見てなかなか今は設備投資にも踏み切れないということなんだろうと思うんですね。

国が、この肥料用もやはり大変な問題でありますから、きちんと手当てをするということ、最後にちよつとそれだけ確認をして、質問を終わらせていただきます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 科学的知見に基づくものでございますので、やはり専門家の御意見を聞きながら対応していきたいというふうに考えております。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。BSE問題に関連して質問をさせていただきます。

先に、時間も大分進んでおりますので、先ほど郡司委員の方から質問がありましたけれども、大臣の方に質問したいんですけれども、行政改革の一環として省名の変更の検討に入ったという報道がありますけれども、先ほど、名前を変えるだけではないんだ、中身の方が大事だということがお話しましたが、名前をやはり変えるということが検討されているのかどうか、簡潔にお答えいただけますか。

○国務大臣(武部勤君) 名前を変える検討はしておりません。これは、今後も全くなしのかというところについての検討もしてありません。

やはり問題は中身だと。今、関係閣僚会議で食の安全にかかわる行政組織の見直しをしているわけですから、それを受けて今後農林水産省としてどういう対応をしていくべきかということについて、業務や組織の見直しも当然迫られると思います。

それから、農林水産省の行政を消費者に軸足を置いて大胆に見直しをしていくということも、これは明らかにしているわけでございます。消費者に基点を置いて農林水産省の行政の在り方、そしてそれが、生産者と消費者との顔の見える関係の構築というものは不可欠でありますから、消費者

に軸足を置くということは生産者のためであるという、そういう基本理念でありますので、それを具体的にどういうふうな組織として位置付けていくかというふうなところについては議論をしたいと思います。なかなかならぬということ、そういう話はこれまでもこれからもしていかなきゃならぬ、これまでもしておりますし、これからもしないかなやらないと。

その上で、農林水産省という呼び方についてどうかというふうな議論は出てくるかもしれませんが、新聞で、報道で伝えられているように、私がそういうことを、呼称の変更を指示したということを見て私は実際びっくりしているわけでありまして、そういうことであると、これは誤解のないようにお願いしたいと思います。

○渡辺孝男君 食料産業省という名前も挙がってきているようですが、農林水産省は食料産業という分野以外にもいろいろな役割を担っている、呼称の面では、もしそういう検討をされているのであれば、ちよつと問題かなというふうな思いもありましたのでお聞きしました。

それで、BSEの国内発生の原因、感染経路の究明に関して質問させていただきますが、今回のBSEの四頭目発生で、疑似患者、検査しているわけですが、その中の三頭については学術研究に用いるということでありまして、その目的及びこれからのその三頭についての飼育管理、検査あるいは検査後の処理等、どのような方針なのか、お聞きをしたいと思ひます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 北海道で四頭目のBSE発生に伴います疑似患者四十四頭、飼養農家が飼つておりました五十六頭のうち四十四頭のうち、患者と生年月日の近い三頭について隔離飼養、防疫上必要な措置が講じられると判断されました北海道立畜産試験場におきまして、最終的には殺処分、BSE検査、焼却ということをするという条件に、学術研究のために継続して飼養することとしております。そして、北海道におきましては、この三頭につきまして臨床症

状を観察する、あるいは血液等の生化学的データを収集する等について十七年度まで実施するということであるというふう聞いております。

○渡辺孝男君 こういう三頭、これからどういう経過をたどるのか観察をしていくということも大事ではないかと、そのように思ひますので、しつかりやっていただきたいと思ひます。

時間の関係上、少し質問を省きますけれども、これまで肉骨粉を与えて牛を肥育していたという農家があるわけですが、そういう牛についても調査をしているわけですが、肉骨粉与えたことそのものは、中に異常なブリオンを含んでいなければ科学的には問題はないということなんです、そういう肉骨粉を与えた牛についても調査を行つていくことですので、これまでに分かつた調査結果について伺ひたいと思ひます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 昨年の九月に全頭検査というのを実施して、肉骨粉等を給与された牛が十五道県で合計五千二百二十九頭確認されたわけでございます。これらの給与牛、社会的関心が強い中で、BSE防疫を進める上での知見を得るという観点から、搾乳終了後の廃用等の時点で家畜保健衛生所におきまして殺処分を行いましてBSE検査をするということとして行っているわけでございます。

この給与牛、大宗が乳用牛でございます。搾乳終了後に廃用する時点で殺処分、BSE検査を行うこととしておりまして、搾乳牛は平均四年程度で順次廃用されることから、数年掛けて検査、焼却を進めていくこととしておりますけれども、四月末までに五百九十九頭をBSE検査を実施いたしました。すべて陰性ということを確認しているところでございます。

○渡辺孝男君 今まで肉骨粉与えた牛を検査してもすべて陰性であると。今回、BSE発生の牛は四頭になったわけですが、その中で共通項として挙がっているものもある。代用乳とかが挙がっているわけですが、この今までの調査結

果、簡潔に、何か進展があつたのかどうか、お伺ひをしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 四頭共通の代用乳につきまして、当該農家への販売時期からさかのぼりまして製造時期を特定するというために、五月十三日以降、農協から当該農家への販売時期、数量、それから仲卸業者から農協への販売時期、数量、それから製造工場の製造記録及び販売記録という調査を行った上で、五月三十一日に代用乳の製造工場へ立入検査を実施しまして、原料の購入記録の確認というものを行つたわけでございます。

それらを精査の上、給与された代用乳の製造時期、あるいはロットまで行ければ、絞り込みというところをしまして、これに含まれておりましたオランダ産の油脂の調査というものも行つていきたいというふうに考えております。

○渡辺孝男君 まだはっきりどこに原因があつたということが分らないようなんですけれども、これからの原因の究明、感染経路の究明についてしつかりやっていただきたいと思ひます。

大臣おられないので、次の質問に入らせていただきますけれども、衆議院で牛海綿状脳症対策特別措置法案が可決されているわけですが、これから参議院の方に回ってくるわけですが、これに関連して質問をさせていただきますと思ひます。

先ほど委員の中から質問もあつたんですけれども、BSEの関連のつなぎ資金の貸付状況、これも最近になつても増えているのかどうか、その点をお伺ひしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 最初に、先ほど私、肉骨粉の給与牛のところ、搾乳牛の平均四年と言つたような気が、四産の、平均四産の間違ひでございます。申し訳ございません。

つなぎ資金の融資状況でございます。まず、畜産経営を対象といたしました大家畜経営維持資金、三千七百十三件、四百七十二億円でございす。無担保無保証人での機関保証がこの

うち三千六百三十七件、四百五十億というふうになっております。

それから、関連業者を対象といたしました食肉処理販売等特別資金、これは百四十七件、十八億円ということでございます。これは一年後に一括償還ということでございますので、まだ償還期限は来ていないということでございます。

それから、中小企業金融の一環として二千九百七十四件、二百五十九億円のセーフティネット貸付け、五千三百一十一件、六百二十一億円のセーフティネット保証等が行われておりますし、私どもが行いました焼き肉屋さん等の中堅の、大きな方の、中堅以上の外食事業者に対します信用保証事業におきましては、三件、二億二千万円、これ五月現在でございますけれども、債務保証というものが行われております。

どういう状況かと。畜産経営の方はやはりBSEマル緊でございますとか、そういう対策が打たれてきた。最近におきまして、子牛価格でございますとか牛肉価格が回復基調にあるということと、畜産経営のつなぎ資金というものは落ち着きを見せておるといふ状況にあるというふうな把握をしております。

○渡辺孝男君 それから、廃用牛のまだまだ滞留状況があると。少しずつ改善は認められているというところでありますけれども、廃用牛の滞留の改善状況について、それから都道府県によつては屠畜場での受入れがまだまだ不十分なところもあるということですので、この点に関しても農水省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 廃用牛、老経産牛の受入れでございます。屠畜頭数、買上げ事業等実施をしております。一月以降着実に増加をしております。四月には前年を上回る水準ということとなっております。したがって、滞留頭数、三月から減少傾向に転じておりました。四月末現在、一時期五万八千頭と言っておりますけれども、五万六千頭というふうなやや減少をしているというところでございまして、最近におきま

てもこの屠畜頭数は順調に出荷をされているというふうな伺っているところでございます。

先生おっしゃるように、都道府県によつて受入れ状況まちまちでございます。受入れについて消極的な県もございまして、私も、厚生労働省とも連絡をしながら、受入れのお願いをしておるところでございますけれども、都道府県ごとの老経産牛の受入れ状況の調査ということを行ひまして、その結果を公表をいたしまして積極的な受入れを求めているところでございますし、さらに、副大臣、政務官には各都道府県知事を順次訪問をしていただきまして、老経産牛の受入れについて強力に働き掛けを行つていくという状況でございます。

○渡辺孝男君 廃用牛の検査が進まないということとは、やはり消費者にとつてもまだちょっと心配な面があるのかという誤解を招きますので、この点も推進をしていただきたいと思ひます。

そのほかに、へい死牛の検査をしつかりやつていくことになるわけですが、まだまだそういう施設の面、人材の面等で準備が整っていないという県も当然ながらあるわけですが、こういう施設整備、人材確保及びそれに対する国としての予算等がどのようになる見込みなのか、この点について農林水産省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、家畜保健衛生所の検査の器材は九月にもそろふというところでございます。そのほかに、検査結果が出るまでに死亡牛、死体を一時保管するための冷蔵施設整備あるいは家畜保健衛生所の焼却施設の整備ということにつきまして、まず支援をするということでございます。約、両方合わせまして二十億円ちよつとの予算を計上をさせていただいております。

また、焼却など、飼料に回らない体制を整備するために、レンダリングにおきます死亡牛専用の処理ラインの分離と申しますか、そういうものもあるいは焼却施設そのものの整備ということにも

支援をするということにしております。その死亡牛の処理ラインの分離につきましては、私も四十億円ちよつとの予算を計上をいたしまして整備していただくことになっておりますし、広域の焼却施設については環境省の方から支援が行われるということになっております。せんだつても、三十一日に農林水産大臣から環境大臣の方へこれにつきまして御要請を申し上げたということでございます。できるだけ早急にこの死亡牛の検査・処理体制が整うよう努力していきたいというふうな考えているところでございます。

○渡辺孝男君 次に、厚生労働省にお伺ひしたいんですが、BSEの対策の特別措置法では、と畜場法等も改善、必要な場合はしていくという趣旨の条文があるわけですが、前から問題になっておりました背割りあるいはビッシングですが、こういうものをどのように改善をしていく状況にあるのか、その点、お伺ひしたいと思います。

○政府参考人(尾崎新平君) 背割りの前に脊髄を除去することにつきましては、私どもの専門家にあります研究班がございまして、御議論をいただきました。この一月三十一日に都道府県等に対して、背割り前の除去の導入について、屠畜場の設置者等の関係者に対して指導するように要請をしております。

先生御存じのとおり、専門家会議の中ではこういったお話もございましたが、現在、こういった処理要領の中で示しております高圧洗浄ということをやっておりますが、それについても十分効果があるというふうな評価をいただいているわけでございますが、今のようなことも含めて通知をさせていただきます。

その結果、五月十五日現在の屠畜場での処理の状況でございますけれども、調査をいたしました百六十七、これは受け入れられている施設、屠畜場でございますが、そのうちの六十六か所で背割り前の脊髄除去装置を導入しているというふうに調査結果が出ております。約四割が導入をしている

という状況でございます。引き続き、処理要領の内容についての遵守並びにこの脊髄除去装置についての導入について指導を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、ビッシングの関係でございますが、これにつきましては、処理要領の中で、管理要領の中で、できるだけ中止をするようにという要請をしております。

ただ、どうしても職員の事故防止という観点から中止ができないというふうな場合には、作業者の安全の観点からできないという場合には、処理の過程での、こういった脳とか脊髄の組織が付着した表皮、肉等を、トリミングと申しておりますが、除去して、特定危険部位と同様の処理をする、そういうふうなことで管理要領では言っておりますが、実際には、昨年の十月十八日以降の全頭検査が始まりました以降、これも五月十五日現在で調査をした結果でございますが、ビッシングを中止した施設数につきましては、先ほどと同じ百六十七施設中五十二か所でビッシングを中止しておりますという状況でございます。

これにつきましては、できるだけ管理要領に沿った形での対応、また、できるだけ中止をしていただくようにという要請は、引き続き、してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○渡辺孝男君 あと、肉骨粉の処理について、いろいろ滞っているというふうな話も聞いて、あるいはこれから滞つてしまふのではないかと、そういう不安も聞いておるわけですが、肉骨粉の処理の責任の所在、もし滞つた場合にどこが責任を持ってこれを適切に処理していくのか、その点に関してお伺ひしたいと思います。

○政府参考人(飯島孝君) 製品である肉骨粉が売れずに廃棄物となつたということで、現在、一般廃棄物として肉骨粉を整理しているわけですが、一般廃棄物の処理責任は、廃棄物処理法

において、一義的にはその発生地を行政区区域内に持つ市町村にあります。

しかしながら、従来、肉骨粉が廃棄物として排出される実態はなかったわけでごいまして、さらに、肉骨粉の製造業者の存在する市町村というのはおおむね中小の市町村が多いということ、その市町村のごみ焼却施設では能力的に焼却できないことがほとんどでございます。このため、実際には、県庁所在地のような大きなごみ焼却施設を有する市町村を中心に処理が行われている実態でございます。

加えて、市町村以外でも処理が進められるように、環境省におきまして、廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度を活用してセメント工場での肉骨粉処理のための大臣認定を進めておりまして、実際に、全国三十六工場のうち非常に多くの工場が認定がなされ、処理が始まったところでございます。

なお、肉骨粉の処理責任は市町村にあると申し上げましたが、処理費用については、廃棄物処理法第三条におきまして、事業活動に伴って生じた廃棄物については自らの責任において適正に処理しなければならないという規定がございます。このことから、肉骨粉の製造業者は、市町村やセメント工場と処理契約を結び、料金を支払っているわけでございます。

なお、国がBSE事件発生の責任の一端を担っているという認識の下で、BSE対策特別措置法案の中では、肉骨粉を買い入れてこれを焼却するということ、そういったことが検討されているところでございますが、この考え方は廃棄物処理法上の処理責任とは異なるものであるというふうに思っております。

○渡辺孝男君 質問の時間、短くなりましたが、最後に、今回の牛海綿状脳症対策特別措置法では、屠畜場までのトレーサビリティについては十分に確立されていると。屠畜場から今度は食卓に至るまでのトレーサビリティの確立というのが非常に大事で、いろんな取組がされています。

長野県の方では、消費者が、本当に牛肉が正しい情報、食卓にある牛肉が正しい情報なのかどうか、DNAの鑑定まで消費者がするような動きもありませんが、こういう消費者が関与しながら信頼を得るようなシステム、食卓までのトレーサビリティのシステムというのが大切だと思います。

その点、大臣から最後に、その食卓までのトレーサビリティの確立に向けての決意といいますか、それをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 今、耳標の装着を一生懸命やっているわけでありまして、六月ごろまでにはそれが全部仕上がると、こういう予定でございます。

私も、食の安全、安心確保のためには、食と農の関係、とりわけ食卓から農場へどのようにして、流通実態、産地の情報、そういったものが明確に分かるかということが食の安全という上で不可欠だと、こういうふうに思っています。一遍にありとあらゆるものというわけにいきませんが、食肉、それに野菜、お米、一部の加工食品等についてできるだけ早く導入できるようにということ、十五年度中の実施ということを目標に、今、検討を進めさせておるわけでございます。

先月二十八日には、消費者、流通者、学識経験者から成る、牛肉については国産牛肉トレーサビリティ検討委員会を立ち上げたところでございまして、今後は牛肉に限らず他のものにも広がっていくように、その確立のために全力を尽くしていきたいと、このように思います。

これは、顔の見える関係だけじゃありません。この間も私、あるスーパーマーケットへ行つて、押して分かったのは、住所、氏名、電話番号まで分かるわけですから、だから家へ帰つてそのコピー見て電話を掛ければ、今、すき焼きをやっているんだけれども、この肉はおたくで出荷した肉ですかと言え、そうであればそうです。佐呂間です、そうですね。どんなところに農場がありますか、サロマ湖のほとりですと、こういうことまで分かるので、もう対話が始まると。

私は、このトレーサビリティシステムの導入によって都市と農村の関係は物すごく近くなるし、それから消費者と生産者が近くなるし、また日本は変わると言っても過言でないというような感じを持っておりまして、これに更なる努力をしていきたいと思っております。

○渡辺孝男君 ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

昨年の九月にBSEの一頭目が発見されて以降、この委員会でも何回も質問で取り上げてまいりました。野党四党で緊急措置法案を作りまして、その実現に向けて、この間、集会やシンポジウムやまた署名運動なども生産者や業者の団体などとも連携をしながら展開し、大きく盛り上げてきたというふうに思っています。与党案に対する我々の修正意見もこの間のやり取りでかなり取り入れられて、一日も早い法案の成立に期待を寄せた生産者や業者、消費者に対しても励みになるものと思います。

しかし、法案ができたらよしということではなくして、やはりこの法案の成立を機に本当に実効力が発揮されるところ。できた結果として、今までよりも本当に安心していろいろな対応策を受けられるというふうにしていかなければいけないというふうに思っています。

そこで、幾つかの点について質問をしたいと思えます。BSEの感染原因、そして感染経路についての一刻も早い解明というのは、信頼回復にとつても不可欠であつて、引き続き本当に強い国民の願いだと思えます。早期原因の究明の促進のために、やはり科学者や専門家を入れた原因の究明委員会を立ち上げるつもりはないかどうか、まずこの点、お伺いします。

○国務大臣(武部勤君) これまでもBSEに関する技術検討会に諮りまして、専門的、科学的な見地からの助言をいただいで、この一次、二次の中間報告を発表させていただいてはいるわけでございますが、委員御指摘のとおり、やはりこの種の問

題は専門的、科学的、客観的に検討していくということが非常に大事なことでございます。原因究明に向けて、そういったことをより強く意識しながら取り組んでまいりたいと、このように思っています。

○紙智子君 やはりヨーロッパなどでも断続的、持続的に続いていると、継続して、専門家も省内だけじゃなくて外部からも入れたそういう体制を作つてつとつてきていてるわけ、やっぱり四頭目が出て、更に一層、いろんな今までに共通する問題なんかも出てきていてる中で、やっぱり一層これを早く解明をしてほしいということになってきています。

ですから、そういう意味では、当初の段階では原因を研究するチームもできてはいるけれども、しかし省内で、各支所なんかも協力も得ているけれども、兼任でやつていて非常に大変だということもあつたわけですけども、やはり一層早くそこを促進するという立場からそういったことも検討すべきではないかと、そしてやっぱり国民に分かるように公開もしてやるべきではないかというふうに思っています。いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 今までも専任の職員を置きまして、十二名によるチームを作つてやっているわけでございます。

これからの問題としては、私はこのリスク評価については、リスク分析に基づいて独立した機関を設けると。その独立した機関には、それぞれの危害といえますか、リスクに対応した評価チームというものも作るという方向でございますので、今、委員が御指摘のように、第三者といえますか、そういった方々の意見が多く入る、そして公でそういったものの検討が進められていくという方向になるんだらうと、私はこう思います。

農林水産省としてやっていますことは、これはBSE問題に関する調査検討委員会と違ひまして、これはもう個別具体的問題ですから、もうありとあらゆるところを使つてやつていかなきゃならないと思ひますし、そういう農林水産省にも動

衛研でありますとか、いろんな機関がございます。場合によっては外に専門家の意見を求めてやるようなことも当然やってきているわけでございすし、やっぱりこの調査とか検査ということとは立入り権というのがございます。これはやっぱり行政の力というものが働かなければ、一般民間の人に工場に立ち入るとかいろんなものを出せとか、そういったことはなかなか難しい一面がございすので、そういった専門家や第三者の方々の意見を取り入れながら、また公開というふうなことにについては今やそれが原則でございすので、そういうことで今原因究明、感染源の究明、感染ルートの解明に向けて、できることならばどんなことでもやっていきたいというのが率直な私の考えでございます。

○紙智子君 第二次中間報告では、汚染の可能性のあるイタリア肉骨粉の行方、それから代用乳の動物性油脂の安全性など焦点も絞られています。これらの調査を含めて、いつごろまでに第三次の中間報告を出すつもりでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 前段申し上げておかなきゃならぬのは、私どもは予断を持たずに幅広く調査するということが基本だと、こう思っております。

しかし、委員御指摘のように、イタリア産肉骨粉について、九八年六月一日以前に輸入された肉骨粉については更に詳細な調査を実施する必要があります。あるというふうなことで、肉骨粉の仲卸業者への立入検査等によりまして国内流通経路の調査も実施しているところでありまして、代用乳については四例に共通する飼料でありますことから、当該農家への販売時期からさかのぼりまして製造時期を調査するとともに、再度専門家を、これは六月八日でございますが、オランダに派遣して、動物性たんばく質の混入の可能性等について調査をする予定でございます。これらの調査状況、結果については、先ほど言いましたように専門家による分析もいただかなきゃなりません。

とめを行っていきいたいと思いが、いついつまでというところについてはちょっと明言することは困難ではないかと。私としては、可能な限りより早くそういった調査を進めてまいりたいというふうに思っております。

○紙智子君 一つになるか分からないということではなしに、やっぱりめどを持ってやっていただきたいというふうに思っています。それは、ともすれば、諸外国で発生しているけれども、しかしなかなかこの解明は難しいというふうな雰囲気になつてしまつたら駄目だと思つて、やっぱりこれは必ず解明できるんだと、解明できるし、しなきゃいけないという姿勢を農水省として強く示していただきたいということからも、やっぱりいついつぐらいまでにはまとめて第三次の中間報告も出そうということでやっていただきたいということなんです。

○国務大臣(武部勤君) 私どもの行政の手法として、時間軸といいますか、工程表を作つてやるようにしていることを今あらゆる行政の分野で徹底を指示しております。ですから、やれるだけやるとか、仕上がるまでと続けるというふうなそんなやり方はさせていません。

しかし、一つの目安を持つてやろうということをやっているわけでありまして、そのことについては委員の御指摘を踏まえて、できるだけこの時間軸ということを更に重視してやっていきたいと、こう思いますが、しかし、ここでいついつまでというふうなことは、これは先ほど、予断を持たずに調査するというふうなことでございすので、これは代用乳だとかイタリアの九八年以前の肉骨粉、それだけ調べると、それをいついつまでに調べるといふんだつたらある程度、いついつまでとできるかもしれません、絶対的にそれだといふ前提でやっちゃいけないと私は思っています。

ここには共通項目がありますから、そういったことは重点的にやりますけれども、しかし予断を持たずに幅広く調査するということがこれ基本だ

と、こう思っておりますので、考え方はよく理解しておりますので、ひとつ私どもも、今私がここのいついつまでにやらせようというふうなことを申し上げることは難しいことを御理解いただきたいと思ひます。

○紙智子君 イタリアからの肉骨粉の輸入についても、加圧そして加熱条件をクリアしていません。にもかかわらず、確認もせずにやり過ぎしてきたということでは、日本側の防疫や検査に対する姿勢の甘さが明らかになったと思うんです。そのことに対する反省はありますでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) これは、その後のことは我々がこんなことでは駄目だということでも何度も問い合わせてやっていくわけでありまして、その結果として、イタリアの方もそうではなかったと、加圧処理条件が満たされていなかった、事実

に反する記載内容の証明書が発行されたというふうなことが分かつてきたわけでございまして、先般も在日大使館より、政府が原因究明及び改善方策を検討中であるという報告も得ているところでございまして、このBSEのリスク評価を行い、その結果に基づきまして、我が国における輸入時の精密検査、製造工場等の指定、原料の原産地の特定、我が国畜防疫官の巡回調査等を実施することによりまして輸入検査に今後万全を期してまいりたいと、このように思ひます。

いずれにいたしましても、本件のみならず、今回のBSEの問題について言えることは、危機管理対応、危害の発生に対する予防的な視点等に不備が見られたということは事実であります。これらの新たな課題への対応を更に強化する必要があります。と、こう考えておまして、今は厳しく対応を指示しております。そういう方向で進めているということを御理解いただきたいと思ひます。

○紙智子君 今いろいろなことを言われたんですけれども、反省はあるんでしょうか。その点はどうでしょう。はつきりおっしゃらなかったんです。

○国務大臣(武部勤君) まだ私と紙先生のコミュニケーションが足りないかと、こう思っているわ

けでございまして、本件のみならず、今回のBSE問題で危機管理対応、危害の発生に対する予防的な視点等に不備が見られたということは事実でありますから、これらの諸点を踏まえて、つまりそれは、分かりますやう言つて反省、厳しい反省の上に立つて更なる強化に努めてまいりたいということでございます。

○紙智子君 飼料の安全性をめぐって感染ルート

の解明を困難にしているのは、飼料や飼料添加物が流通ルートに乗りまふとこの産地を特定することが困難な仕組みが一つの要因になっていると思ひます。輸入飼料に依存して、BSEだけでなく口蹄疫なんかもそうですが、飼料を介した病気の感染が問題になっていくときに、飼料に原料の原産地の表示が義務付けられていないというのは問題があると思うんです。

今回、飼料安全法を改正して、飼料の製造業者、輸入業者、販売業者が備え付ける帳簿の保管の期間を延長する、あるいはこの記載の事項の追加というところを行つていくことになるわけですが、その中には原産地も入るんでしょうか。そして、流通する飼料にも同様に原料の原産地表示を義務付けるということになるんでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 飼料のトレーサビリティの確保については私は非常に重要だと、このように認識しております。飼料の流通等の履歴を把握するために輸入先国名や輸入の相手方の氏名、輸入飼料の原材料等について帳簿の記載事項の追加を検討しているわけでありまして、動物検査の対象となる飼料に原材料の原産地の記載が義務付けられる場合には帳簿の記載事項とすることはそのとおりだと、このように思っております。

○紙智子君 今のお答えは、原料の原産地表示を義務付けるように検討するという点ではそのとおりということですか。

○国務大臣(武部勤君) そのとおり、そのように受け止めていただいて結構でございます。

○紙智子君 今回のことを通じて、やはり輸入し

ている業者も、それから飼料業者も、自分が輸入している製品がどんな成分でどこから来ているのかということに関心を払わずに販売を続けるということ自体もやっぱり正されなきゃいけないという問題になっていると思います。そこはやはり厳しくしなければ、今まで大きな被害を受けた方々にとっても納得できないし、信頼回復のためにも、本当に安全な飼料の確保のためにもそこは大事なことだということを思います。

それから、この間の審議を通じて一番残念に思っているのは、国の責任ということがこれだけ明確に指摘をされながら国が全面的に損失に対する補償を行おうとしないという点です。

今回の法案は、第九条で経営の安定対策について必要な措置を講ずるものとしています。そして、基本計画でその中身を定めるということになっていきます。これを受けて政府としては、これまで取った対策で、今までの対策ですね、BSE対策でよしとしないで更に充実していく、今までの以上のものを基本計画の中に取り入れていくつもりはあるのでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 必要なのは基本計画で取り上げていくことは、そのとおりだと思います。

○紙智子君 例えば、この間、これも去年から繰り返して質問してきたことですが、業者の方々に対しての支援というのは融資しかありませんね。それで、無担保無保証という話がありましたけれども、やっぱりこの事態が起こったのは、自分たちが何か投資をして失敗したということではなしにやっぱり国の責任で起こった事態で、せめて無利子でやってほしいという要求も出されてきたわけですから、こうしたことについては今後検討するということになりませんか。いかがですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 食肉の販売業者の皆様方に対する措置でございます。

率直に申し上げまして、政府のできることで、この限

りの利子補給を行うということ、やはり牛肉需要の回復を図るための消費拡大策を講じまして消費の回復を図るということを中心に今後とも検討をせざるを得ないのではないかというふうに思っております。

その中で融資措置を無利子化するということは、他の政策金利の体系等もございまして、政府がそのような措置を講ずるというのはなかなか難しい面があるということをお聞きをいたしたいというふうに思っているわけでございます。

○紙智子君 特別の事態に対してということですから、そういう意味で私は最低限でもそこはやっていただきたいということを繰り返して強調しておきたいと思えます。

次に、廃用牛の対策ですけれども、この間発見された四頭とも九六年の春生まれであることから、大臣はその牛について優先的にサーベイランスを行うと、出荷を促進するために協力してもらった対策の検討ということをおっしゃいました。その検討状況というのは今どうなっていますでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 乳用牛のBSEサーベイランスの強化を専門家の意見を聞いて具体的に検討するように事務方に指示をしたところでございます。

また、具体的には、従来からのサーベイランスの対象になっているもの以外に、起立困難や起立不能の原因が特定できない牛もサーベイランスの対象に追加するという事に相なりました。さらに、今後、九六年三月、四月生まれの乳用牛については、この起立困難、起立不能以外でも病性を認めることが適当と認められるものについて、農家の理解と協力を得て家畜衛生保健所で病性鑑定を行うということにいたしました。死亡牛の検査についても、九六年産を優先的に実施することなどをこれまでまとめております。

今後は、やはり専門家の意見を聞いた上でサーベイランスの強化の方法を決定していくこととしていくわけですが、やっぱり酪農家の積極

的な協力が必要でありますので、検査に協力しやすいような環境づくりということを今検討しているわけでございます。このことについては、現場の意見等も踏まえてできるだけ速やかに進めてまいりたいと。これはもう一週間も十日も先の話ではないと、こういうふうに認識していただいて間違いないんじゃないかと、こう思っています。今朝は、私はこれをもう早くまとめるという話をしているところでございます。そういう段階でございます。

○紙智子君 出荷検査促進のためにも、そして経営を守る必要な措置としても、やっぱり根本のところではこの廃用牛をBSEの発生前の価格で買上げるべきではないかと思うんです。これ引き続き生産者の強い要求です。

廃用牛の流通は緊急推進事業に基づいて順調に進んでいるというお話されるんですけども、確かに一時期よりは今戻ってきていると思うんですが、しかし、元々の発生前から見れば、やっぱり依然として出ている頭数というのは増えているわけではなくて、そういう意味では、先ほども北海道が独自に対策を取ったという話ありましたけれども、そういうことをやること自体がなかなか出ないことを促進するためにやっているわけで、私は、これは本来国がもっとやるべきだということに思っているんですけども、そういう意味からでも、せめて廃用牛の問題については法律が制定されるという新しい時点に立つて検討するべきではないでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 委員は四万円の水準では足りない、こういうことなのかもしれません。国が廃用牛をBSE発生前の、発生前の水準にはまだ行っていないけれども、このところ上がってきています。二万から三万になってきています。ですから、これは全部四万円、更に買上げ価格として四万円というのはやっぱり適当じゃないのかなと、こう思います。先ほども言いましたように、さっきの道の百万円というやつは患畜の話でございますので、

我々は互助制度というのを作っておりますことは御承知のとおりだと、こう思います。

先ほども言いましたように、協力してもらったの方策、環境づくりについては今検討中でございます。

○紙智子君 ちょっとそこはもう平行線のままなんで、次に移りたいと思います。

原因究明と食の安全にとつては、検査がきちんと行われるように検査体制が重要だと思います。それで、厚生省にお聞きいたしますが、全国のBSEの検査体制は強化されているんでしょうか。と畜検査員の人数強化状況についてお聞きします。

○政府参考人(尾崎新平君) 都道府県等におきまして食肉処理時の検査に携わっている獣医師は、平成十二年度末の数字で二千三百五十六人でございます。昨年の全頭検査の開始以降、各自自治体の方では増員あるいはOBの嘱託活用、そういったことも含めまして検査体制の強化に努めていただいているという状況だと承知しております。十三年度末の職員数につきましては現在集計中でございます。

○紙智子君 今の体制で十分なんですか。労働の実態、先ほども出されていましたが、労働の実態や人数が本当に適正なのかきちんと把握をし、そしてこの間、四頭目が発生した音別で獣医さんが亡くなるという事態もあったわけで、本当にその背景に診断することの難しさや検査体制の不足と過重な負担が掛かっていたんじゃないかということが言われているわけです。

先日、音別で行われた集会に近くで仕事をされている獣医さんが参加されていて、その獣医さんもBSEかどうか判断するというのは本当に難しいことなんだという話をしていましたし、どう判断するのかというのは葛藤が常にあるんだという精神的な負担も含めておっしゃっていました。酪農が北海道は主体ということで、二〇〇〇年度に全国で屠畜された牛のうちの一五%に当たる十八万八千頭が北海道で処理されているわけですが、

な。
要するに、目標、農場におけるBSEの清浄化、清く洗う方向に持っていくことで、一つは、予防を目指したBSE発症メカニズムの解明ということで、これはもう平成九年からやっているらしいんですね。それで平成十一年から更にそれを強化してやっている。それから、診断で分からないかということをやっておられる。さらには、集団としてとらえて、BSEがどう入り込んでくるのか、どう消去されるのか、疫学的な手法でもやっておられるというお話をお聞きして、ある意味では農林省もやっているんだなとは思っています。

それと同時に、これがよく聞きますと去年の八月以前の発想なんです、すべて。それより前から研究者の間ではこういうことをやらなきゃいかぬと恐らく思っていたと思うんです。それで予算を取って、そういう研究をされている、この今三つについて、ということが分かってきて、まあ一応私も私なりに安心はしたんですが、これはただ、よく聞きますと、羊のスクレイビーなのかBSEなのか、を対象としたのか、その辺が一つ分からない。その辺の研究者の方々の危機管理というか、そういう面が分かりませんし、さらには、これから、BSEがこれだけ問題になって、それで感染源、これも非常に大きな要素だと思えます。

こういうものも含めて、最終的には生産者の安全宣言まで持っていかなきゃいかぬというように、私はそういう気持ちでおるんですが、まずこういう、この際、事務局長おいでになっておりますので、この辺の研究部門としての取組、今私が申し上げましたけれども、さらに、PRする面がありまして、なかなか技術会議PRする面がないと思いますけれども、その辺をお聞きしたいんですが。

その前にちょっと、これお見せしていませんけれども、技術会議から紙をもらっているんです、PR用の。(資料を示す)これ非常に整理されて

いるんでしょけれども、残念ながら我々が見ても、我々というか私が見ても理解できないんですよ。それで昨日おいでいただいている聞いていたんでしょけれども。お聞きすれば、何かなるほどいろいろやっているのと分かるんですけども。一つは、こういうことをもう少し生産者なり、我々とは違う言い方けれども、生産者に、試験研究機関はこういうことをやっているんだよということが分かりやすくやってもらいたいなと、これは要望です。

先ほどの質問に対して、事務局長、お願いします。○政府参考人(岩元陸夫君) 先生御指摘のように、BSE、昨年の発生以前、これは日本でも羊のスクレイビーというのは以前から、相当前から発症しておりました。したがって、昭和六十三年に返りますけれども、そのころから羊のスクレイビーを対象とした研究というのはやっておりまして、大変にいい成果も出ておりまして、その中には、羊に感染しては扁桃腺、扁桃、この部分に羊のスクレイビーの原因である異常プリオンがたまるといことが分かった。それで、それは簡単にちよつとかきまますと診断ができるということですから、いわゆる羊スクレイビーを生前診断できるとい技術まで開発をしていったわけでございます。

その後、英国では御案内のBSEが多発したというふうなことで、研究者を向こうに送り、それでいろいろな連絡を取ってやっていたわけですが、肝心のサンプル、BSEの異常プリオン、これ自体が日本に持ってこれないというふうな事態がずっと続いておりまして、それが昨年、BSEの発症する前にたまたま英国から導入することができまして研究をやっていたわけでございます。その過程で昨年夏に発症したということでもあります。

そういうことで、昨年英国からいただいたサンプルで検査した結果、これは遺伝子レベルで検査した結果、全く英国のBSEのプリオンと日本で

最初に発生しましたプリオンとは全く同じタイプであったというふうなことで、あるいは免疫組織学上に違いがないということもはっきりしておりました。

その後、本格的な日本で初発牛が発生したというふうなことから、緊急に確定診断、現場での、その標準化に向けて厚生労働省あるいは帯広畜産大学との連携の下にその診断法の検査手順というものを、例えば脳材料をどこから取ったらいいたろうかと、あるいはそれを現場から研究サイドに運ぶのはどういふ運び方がいいたろうかと、あるいは検査用のキットをどのように保存しあるいは使うかといったような手順を決めて今日に至っているということでございます。

○岩本庄太郎君 先ほどもちよつと言いましたように、研究のスタートが、今の御説明にありましたように、いわゆる去年の八月以降の発想というか、それより前の発想なわけですから、いうふうには私は理解しているんですけども、その後の事態によつて、恐らく、研究の体制をもつと変えなきゃいかぬとか増やなきゃいかぬとか、予算的なものもいろいろあると思うんですけども、それも実はお聞きしようと思つたんですけども、今日は十五分しか質問時間がございませんので、大臣に今のに関してちよつと御質問したい、御質問というか、お願いも含めた御質問なんですけれども。

今のお話で、結局、行政と研究機関の間の連絡の不十分さというか、私があれば毎回聞いてきたのが、今日、事務局長をお呼びしたから分かるわけ、その辺のちよつとくさというのはどうしても感じ取れちゃう。と同時に、こうやっていろいろなところがいろいろなことをやっている、そんな中で、農林省、これは研究をするのも大事かもしれないけれども、最後は、やっぱり農業生産者ですから、生産者が安心してやれるか、安心した営農ができるかできないかというのが最後の最終的な目標になると思うんですね。そういうものに対して、いろんなあらゆる試験研究というものも含め

た、こういうこともやるとさつき大臣も言っておられた、いろんな多面的なものと、そういうものを含めたやつで一つの道筋、最後に問題解決の一つの道筋を作っていくかというのがやっぱり大臣のお仕事じゃないかなと、首脳のお仕事じゃないかなと思うんです。

と同時に、もう一つは、やっぱりそういう道筋の間の情報公開といいますか、生産者に対する情報公開によつて、それが今一〇〇%じゃなくても、ある程度そういう一〇〇%へ向かっているというふうに安心すると思うんですね。

その辺に対しての取組について、大臣にひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 今、技術会議と私どもとは、こんなに緊密になっている農水省の時代というのはかつてなかったんじゃないかと自負するぐらいの力をお互い携えてやっていると、こう思っております。

委員御指摘のように、畜産農家が安心して営農できるように、BSE研究を一層強力に実施していきたいと思っておりますし、国民に対しても研究成果を的確に迅速に伝えるということについては、このことについてはもう少し我々は考えなきゃ駄目だと、更に努力したいと思っております。

具体的には、BSE研究については、BSE問題に関する調査検討委員会の報告を踏まえまして、BSE発生メカニズムの解明、生前診断法の開発ということに最も重要課題にしております。このことにつきましては、BSE研究体制整備強化というふうなことで、政府全体として、総合科学技術会議におきましても私も発言いたしましたので、来年度の予算に向けて今詰めているところでございます。

さらには、夏以降、動衛研の二名の研究者を英国獣医学研究所へ派遣し共同研究を実施するという決断も決めておりますし、動衛研をBSE等動物プリオン病研究の中核機関と位置付けまして、御案内のとおり、現在整備を進めているP3レベル

ルの隔離研究施設を活用しまして、厚生労働省の研究機関を始め、大学、民間、さらには海外の研究機関等との連携拠点として育成していきたいと、このように考えておるわけでございます。

得られた研究成果等につきましては、インターネットやパンフレット、あるいは生産者や消費者に分かりやすい形で公開するというのが必要でありますし、シンポジウム等を開催いたしました。今、委員から問題提起のありましたことは全くそのとおりだと、こう思いますので、とりわけ畜産農家に対して、こういうことまでやってくれているのかという点、それが伝わっていかようなことをしなくちゃ駄目だなと、こう思っておりますので、これは技術会議だけじゃなくて、農林水産省全体の課題として取り組んでみたいと思います。

○岩本荘太君 私、農林省全体の課題として、今、大臣に是非お願いしたいということで申し上げましたので、技術会議の方も、昨日聞いたのは、どうも組織的にまだ一つ僕には理解できないところがありますので、きちっとその辺、畜産の場合は普及関係の仕事をしている人もおりますので、なるべく生産者に分かりやすくやるように御努力をひとつお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○中村敦夫君 食品安全行政の在り方について質問します。

最初は大臣にお願いしたいんです。食品や化学物質などの安全については、ヨーロッパでは安全と確認できないものはすべて規制するという原則に立っているというところは御存じのとおりです。これは、安全と危険の間にあるグレーゾーンについても、安全が確認されていないと、そういう理由で使用や摂取を規制しようという考え方なんです。分かりやすく言えば、家畜に対する成長ホルモンの使用というのは、アメリカでは自由でいいけれども、ヨーロッパなどではそれは輸出できないということで相当な激しい問題が起きました。しかし、アメリカや日本ではこの

ことに關して余り神経をとがらせていないというような状況があるわけですね。

日本の行政というのは、やっぱり危険と確認できたものだけを規制するという原則に立っているように思えるんですね。このグレーゾーンについても、危険が確認されていないという理由で規制されないということが今までずっと続いてきています。薬害エイズ事件、薬害コプ事件なんかはみんなそういうケースで悲劇を招いたわけですね。でも、こうした深刻な問題は、これから遺伝子組換え食品とかいろんな問題、新しい農薬とかということでもますます可能性として広がっていき、グレーゾーンが増えてくると思うんですね。

私は、今ここで食品安全行政の姿勢というものを百八十度転換しなきゃいけない時代が来たんじゃないかというふうに思っています。ですから、食品安全行政においては、食品や化学物質などのグレーゾーンについて、やっぱりヨーロッパのように使用や摂取を規制するという姿勢に大きくかじを切るときが来たと思うんですね。大臣のお考えを聞かせていただきたい。

○国務大臣(武部勤君) 委員御指摘のように、ヨーロッパにおいては予防原則というものを非常に重視しております。

しかし、先般、私、イギリスに参りまして、去年と少し違ってきているなということを感じたのは、イギリスの場合には食品基準庁というのが作られて、そこでは科学者集団が入りまして、そこはリスク評価からリスク管理まで一貫してやっていっているんですね。科学的な知見が得られたものについては、今まで予防的な措置ということとでグレーゾーンはきちっとそれを防止するという中でいっていったのが、またそれがはっきり分かったら解除していくというふうなことも大事なんだというふうな考え方に少し変わってきているのかなという印象を受けました。

しかし、私は、今度のBSEに対する対応も、念には念を入れるということで、肉骨粉等の輸入の停止、それから一切の製造・出荷の停止、肥料

にも使わないというような考え方で決断したのは、今、委員御指摘の予防的な視点を踏まえた考え方であったわけでございまして、今後、予防的な視点を踏まえたリスク分析の考え方を導入しつつ、科学的な知見に基づいて、より透明性の高い、消費者を含む多くの関係者の意見が反映された、そういう行政運営ということが必要であると認識しております。

今、政府の方で関係閣僚会議でいろいろ検討しておりますが、その中でも、私は中でも主張しましたし、「食」と「農」の再生プランにも実際に正直言って議論があったんです。私は、予防原則を踏まえて、このリスク分析に基づく食の安全、安心確保のためのシステムを構築するというふうに明言させていただいたわけでございまして、そういう考え方に、予防的な視点を踏まえたリスクの分析、リスク評価、消費者、生産者等とのリスクコミュニケーションということについて、このことを重視してこれからも行政運営に当たりたいと思います。

○中村敦夫君 ヨーロッパは、ある部分でグレーゾーンから規制緩和している例があると言いますけれども、それは科学的なつまり研究が進んで安全であると確認されたからであって、グレーゾーンについてはやはり規制をするということなんです。

ですから、私が聞いているのは、日本の行政もそういう方向に切り替えるかどうかということをお願いしているんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) そのとおりだと思います。

○中村敦夫君 そうなりますと、食品安全行政について大きく姿勢が変わってくるということなんです。

ですから、まず厚生労働省と協力して早急に見直し作業を始める必要があると思いますが、それをどう考えるかということと、また、今度新しい食品安全行政組織というものができるわけですが、そこでも安全と確認できないものはすべて規

制するという原則が貫かれるべきだと考えるんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) リスク分析に基づくリスク評価ということは、その中で当然予防的な考え方というものが重視されるということは言うまでもないことだと思います。

なおかつ、委員、グレーゾーンといみじくも言いましたけれども、そのグレーゾーンというのは、本当にはっきりグレーと分かるものも、それから白に近いグレーもあるんだらうと、こう思うんですね。そういったものについてはリスク管理というものをどういうふうにしていくか。あるいは、リスクコミュニケーションという問題について、この間のBSEの問題で一番大きな問題は、リスクはあるとしても、リスクが起ったときにどう対応するかというマニュアルがなかった、そういうことが一番大きな問題だったと、このように思っています。そういうことも含めてしっかり検討をする必要があるのではないかと、このように思っております。

○中村敦夫君 盛んにリスクコミュニケーションという言葉をお使いになりましたので、このことについて内閣官房にお尋ねします。

五月三十一日に開かれました食品安全行政に関する関係閣僚会議、ここでは、新たな食品安全行政組織について、リスク評価を担当する委員会を新設するという方向になっていると聞いています。

通常、食品の安全性に関するリスク分析というのは次のように行われます。まず、リスク管理者、これは行政機関ということでしょうが、これが食品安全性に関する問題の特定を行い、リスク評価者に評価の依頼を行うと。そして、次にリスク評価者が科学的にリスクを判定し、その判定に基づきリスク管理者が具体的な政策や措置を検討、実施すると。そして、実施した政策などについてはリスク管理者がモニタリングと再評価を行うと。そして、すべてのレベルにおいて、消費者を含めた関係者すべての間で情報や意見を相互に

交換するというリスクコミュニケーションを実施するということだと思いますね。

この中で、私は、とりわけ重要なのは、広く消費者を含めた形でのリスクコミュニケーションであるというふうに考えます。ところが、政府資料には、「総合的なリスクコミュニケーションとして、新組織を中心に、リスク管理機関、消費者、生産者等幅広い関係者を集めた意思疎通の仕組みを設ける。」とだけ大まかに書いてあるんですよ。

このリスクコミュニケーションという問題の核心について、内閣官房はどういうふうに考えているのか、そして、実際のリスクコミュニケーションというのをどういうふうにしてやろうとしているのか、具体的に簡単に説明していただきたいんです。

○政府参考人(中村明雄君) お答え申し上げます。

BSEの問題が起きて、先生おっしゃられたように、政府としては食品の安全に関する関係閣僚会議を開催して、今後の食品安全行政の在り方について御議論をしていただいているところであります。この閣僚会議における御議論の中で、食品安全行政にリスク分析手法を導入することが提案されておりまして、このリスク分析手法につきましては、リスクコミュニケーションというのは、今先生がおっしゃいましたように、非常に重要な役割を果たすものだというふうに位置付けられております。この閣僚会議の場においても、消費者等への情報公開と提供、それから参加と対話を強めるため、極めて重要な役割を果たすものだという認識で一致しているものと理解しております。

具体的には、リスク評価、リスク管理者のそれぞれの過程におきましてリスクコミュニケーションを充実するほか、先生が今引用されました、五月三十一日の閣僚会議において官房長官から提案がありました食品の安全に関するリスク評価を行う新たな組織におきましては、新組織は、総合的

リスクコミュニケーションという意味で、自分のところでやるリスクコミュニケーションだけじゃなくて、リスク管理者が行うリスクコミュニケーションも含めまして、そういう意味で総合的なコミュニケーションと言っておりますけれども、それにつきましては、リスク管理者、消費者、生産者等幅広い関係者を集めた意思疎通の仕組みを設けていきたいというふうに提案しているところでございます。

さらに、この新組織は、リスク管理を行う行政機関のリスク管理の実施状況につきましてモニタリングも行うということを提案しております。その際にも、消費者からの意見等を直接把握するための仕組みを設けること等が提案されております。

具体的にどうしていくかというところでございますけれども、これにつきましては、関係閣僚会議の新組織についての概要の取りまとめがされた後、新組織の具体化を図る中で検討していきたいと思っております。

○中村敦夫君 まだ細かい組織の図とか手段というのはいずれに決めるというようなお答えですけれども、いざにしろ新組織ができまして、食品安全行政組織。この委員をどう選定するかということが非常に重大な問題だと思っております。これまでも批判の対象になっているようないわゆる各種審議会のように、御用学者と官僚OBだけで作ってやるんだとせつかくの政策転換というものがある意味がなくなってくるというふうに感じます。これはもう今までの薬害エイズ事件なんかのああいう在り方、委員会の在り方から非常に明らかなわけですね。

ですから、新組織の委員については、これまでの政府の施策と行き掛かりがない人で、なおかつ専門的な識見を有する人を全国から公募するという方法もひとつ取ったどうかと。そういう選定の仕方についてはどういうふうに考えますか。

○政府参考人(中村明雄君) お答え申し上げます。

この新組織につきましては、専門的、客観的、科学的評価を実施するということになっておりまして、委員のメンバーにつきましては、専門的知識を有する者数名により構成するという提案となっております。今後、具体的にどのような委員の人選を行っていくかにつきましては、先ほど申し上げましたように、まず関係閣僚会議における新組織の概要についての取りまとめを受けまして、それを具体化していく中で検討していきたいと思っております。

○委員長(常田享祥君) 時間が迫っております。

○中村敦夫君 はい。

最後の質問で、役所が選んでしまった委員や学者さんたちというのは範囲が結構狭いんですね。別に反対とか賛成とかいうんじゃないで、専門家は本当はたくさんいるんです。そういう人たちが参加できないという今の仕組みのために、やはり広く公募するという形は大変重要じゃないかと思うんですけれども、大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(武部勤君) 公募するということはどうかは別にいたしまして、やはり幅広い知見を持った方々から委員を選任したり、あるいはこの新組織の下に評価チームというのを、それぞれの危害といいますか、リスクに対しての評価チームができますから、そういったところには当然そういった方々に入っていくことになるだろうと、こう思いますし、一言申し上げますと、私個人としては、消費者問題について深い見識のある方々は、やはり消費者保護ということを第一に考えるという見地から、そういった方々に入ってもらおうというのは非常に大事だろうと、このように思っております。

○中村敦夫君 その見地から結構でございますが、その方法として公募というのもあり得るというような話を、閣僚会議で皆さんの意見を聞いていただければ有り難いと思います。

○委員長(常田享祥君) 本件に対する質疑はこの

程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十分散会

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願(第二三三六号)

第二三三六号 平成十四年五月十七日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 静岡県島田市元島田九、四九九ノ

紹介議員 一七 寺尾孝 外百四名

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

六月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の九第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、「前項の規定によりその指示に従わなかつた旨公表された後において、なお」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十四条中「一」を「い」に改め、同条に次の一号を加える。

八 第十九条の九第三項の規定による命令に違反した者

第二十四条の三中「一」を「い」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号

を第四号とする。

第二十五条第一項中「第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の三又は第二十四条の四」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に」を「に」に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十四条第八号に係る部分に限る。一 億円以下の罰金刑

二 第二十四条第八号に係る部分を除く。、

第二十四条の二又は前二条 各本条の罰金刑

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(表示に関する命令に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に農林水産大臣がこの法律による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の九第四項の規定によりした命令は、この法律による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の九第三項の規定により農林水産大臣がした命令とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成十四年六月十一日印刷

平成十四年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D